

高知県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等への支援体制の強化を目的として、令和4年12月15日付け厚生労働省社会・援護局長通知（社援発1215第51号）の別紙「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」に基づき、市町村が実施する別表第1に掲げる事業に要する経費を予算の範囲内で補助する（以下「補助事業」という。）。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 補助事業の基準額、事業実施主体、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書を提出し、知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更（補助金交付決定額内の20パーセントを超えない減額の変更をしようとする場合をいう。）は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助金中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助事業の実施にあたっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等、暴力団等の排除に係る県の取り扱いに準じておこなわなければならないこと。
- (11) 市町村は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前号の条件を付さなければならないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項

（補助金の交付決定の通知）

第 6 条 知事は、第 4 条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。この場合において、補助事業の適正な実施のために必要があると認めるときは、知事は補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（遂行状況の報告）

第 7 条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告）

第 8 条 市町村は、補助事業が完了した場合は、別記第 4 号様式による実績報告書を補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 15 日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村は、第 5 条第 9 号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 市町村は、第 5 条第 9 号ただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定し

た場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該補助金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定する。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(グリーン購入)

第12条 市町村は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 市町村又は補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規程による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第5号から第8号まで、第7条、第8条第3項、第11条及び第13条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

1 種目	2 基準額	3 事業実施主体	4 補助対象経費	5 補助率
保護施設等における感染拡大防止等対策支援事業	知事が必要と認める額	市又は市の長が補助を行う団体	<p>保護施設等における感染拡大防止等対策支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金</p>	4分の3
ひきこもり支援体制構築加速化事業	知事が必要と認める額		<p>ひきこもり支援体制構築加速化事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金</p>	4分の3

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

補助金交付申請書

高知県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

（添付書類）

- 1 事業実施計画書（別紙1）
- 2 事業の実施に要する経費に関する調書（別紙2）
- 3 歳入歳出予算書抄本

別紙 1

事業実施計画書

市町村名 ()

種目	事業概要	総事業費	うち補助額

事業の実施に要する経費に関する調書

市町村名()

種目	総事業費 (A)	寄付金その他 収入額 (B)	寄付金その他 収入額を控除 した額 (C)=(A)-(B)	別表第1の第2 欄に定める基 準額 (D)	別表第1の第4 欄に定める対 象経費の支出 予定額 (E)	選定額 (F)=(D)or(E)	補助基本額 (G)=(C)or(F)	補助金額 (H)=(G)*0.75 千円未満切捨
合計								

(注)

- 1 (F)欄は(D)欄と(E)欄のいずれか低い額を記入してください。
- 2 (G)欄は(C)欄と(F)欄のいずれか低い額を記入してください。

第2号様式（第5条第2号関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

補助金交付変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定がありました事業の内容等を変更したいので、高知県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更後の交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引き増減額 | 金 | 円 |
| 4 | 変更事項及び理由 | | |

(添付書類)

- 1 事業実施計画書（別紙1）
- 2 事業の実施に要する経費に関する調書（別紙2）
- 3 歳入歳出予算書抄本

別紙 1

事業実施計画書

市町村名 ()

種目	事業概要	総事業費	うち補助額

事業の実施に要する経費に関する調書

市町村名()

種目	総事業費 (A)	寄付金その他 収入額 (B)	寄付金その他 収入額を控除 した額 (C)=(A)-(B)	別表第1の第2 欄に定める基 準額 (D)	別表第1の第4 欄に定める対 象経費の支出 予定額 (E)	選定額 (F)=(D)or(E)	補助基本額 (G)=(C)or(F)	補助金額 (H)=(G)*0.75 千円未満切捨
合計								

(注)

- 1 (F)欄は(D)欄と(E)欄のいずれか低い額を記入してください。
- 2 (G)欄は(C)欄と(F)欄のいずれか低い額を記入してください。

第3号様式（第5条第3号関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました補助事業について、
下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県新型コロナウイルス感染症セーフティネット
強化事業費補助金交付要綱第5条第3号の規定により、申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

第4号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました高知県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業を完了しましたので、高知県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1	補助金既交付決定額	金	円
2	補助金精算額	金	円
3	差引き過不足額	金	円

(添付書類)

- 1 事業実施実績書（別紙1）
- 2 事業の実施に要した経費精算額算出内訳（別紙2）
- 3 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別紙 1

事業実施実績書

市町村名 ()

種目	事業概要	総事業費	うち補助額

事業の実施に要した経費精算額算出内訳

市町村名()

種目	総事業費 (A)	寄付金その他 収入額 (B)	寄付金その他 収入額を控除 した額 (C)=(A)-(B)	別表第1の第2 欄に定める基 準額 (D)	別表第1の第4 欄に定める対 象経費の支出 予定額 (E)	選定額 (F)=(D)or(E)	補助基本額 (G)=(C)or(F)	補助金額 (H)=(G)*0.75 千円未満切捨	交付決定額 (I)	補助金所要額 (J)=(H)or(I)
合計										

(注)

1 (F)欄は(D)欄と(E)欄のいずれか低い額を記入してください。

2 (G)欄は(C)欄と(F)欄のいずれか低い額を記入してください。

第5号様式（第8条第3項関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金
消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された高知県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金の交付対象事業について、高知県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金交付要綱第8条第3項の規定により報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 金 円
(令和 年 月 日付 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）
金 円

注) その他参考となる資料を添付してください。